

平成 25 年度事業報告書

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

I. 事業の概要

当機構は、平成 22 年 7 月 1 日付で、内閣府公益認定等委員会より、公益社団法人として認定を受けた。認定された公益目的は、「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の、自主的学習を支援するために実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」である。その目的を達成するために、

- (1) 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業
 - (2) 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業
- を行っている。これらは、当機構の設立以来の一貫した事業である。

平成 25 年度は、本法人の定款、並びに平成 25 年度事業計画に則り、認証実施要綱の別添の経費に関する文言変更及び補遺への追加、薬剤師生涯研修・認定制度に関連する事項等の見直しと改善、及び薬剤師生涯研修実施機関からの申請に応じた評価・認証、公表の事業を行った。また、薬剤師業務の基本はレギュラトリーサイエンスにあることを、引き続き説明している。

本年度実施した主たる事業は以下のとおりである。

II. 会議関連事項

○第 1 回理事会 平成 25 年 5 月 24 日

平成 24 年度事業報告、決算報告、社員総会提出議案の承認

○25 年度社員総会 平成 25 年 6 月 21 日

平成 24 年度事業報告、決算報告、監査報告及び役員承認、平成 26 年度事業計画、収支予算書の報告

○第 1 回書面理事会 平成 25 年 6 月 21 日

代表理事の選任

○第 2 回書面理事会 平成 25 年 8 月 21 日

薬剤師認定制度委員の承認

○第 2 回理事会 平成 25 年 9 月 20 日

認証事業実施要綱の一部変更、生涯研修プロバイダーからの年度毎研修事業概要書の提出の承認、第一回書面理事会（代表理事選任の承認）、第二回書面理事会（認定制度委員の承認）の報告

○第3回理事会 平成25年12月20日

一般社団法人昭薬同窓会・平成塾（G12）の認証更新、個人正会員（吉田武美）の承認

○25年度薬剤師認定制度委員連絡会 平成25年12月20日

報告事項：薬剤師認定制度委員会前回連絡記録、認証事業実施要綱 別添認証に関わる経費に関する変更、第一回、第二回書面理事会評決結果、認定薬剤師研修機関協議会の年2回の開催に関して報告した。

協議事項：単位シールの付与のあり方、単位取得における学習方法の問題（e-learningを中心に）、認証に当たっての確認事項、生涯研修プロバイダーからの年度毎研修事業概要書の提出に関する件、特定領域認定制度及び専門薬剤師認定制度に関して協議した。

○第3回書面理事会 平成26年2月12日

一般社団法人医学アカデミーのG13の認証更新

○第4回理事会 平成26年3月14日

平成26年度事業計画、平成26年度収支予算書、平成26年度会費の規程の承認、P02 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会及びG14 北海道医療大学の認証更新。

Ⅲ. 事業関連事項

(1) 認証申請等に関する諸事項の検討、改善

薬剤師がジェネラリストとしての職能向上のための生涯研修制度は、整備されてきている。薬剤師の専門領域への関心が高まっていることもあり、今後は特定の専門領域に関する職能向上を目指した「特定（専門）領域認定制度」の拡充強化に努める必要がある。当機構の認証事業を、より公益性と信頼性の高いものにし、薬剤師の各種生涯研修制度の認証申請手続きを容易にするために作成している「生涯研修認定制度」及び「特定領域認定制度ならびに専門薬剤師認定制度」の認証申請書記載ガイドラインの見直し等を行っている。

(2) 薬剤師生涯研修・認定制度の評価・認証、及び認証更新

平成25年度は、一般社団法人ソーシャルユニバーシティ（G18）、一般社団法人日本在宅薬学会（P03）の新規申請資料の評価を行った。また、一般社団法人昭薬同窓会・平成塾（G12）、一般社団法人医学アカデミー薬学ゼミナール（G13）、日本プライマリ・ケア連合学会（P02）及び北海道医療大学（G14）の認証更新を行なった。

(3) 公益認定等委員会事務局による立ち入り検査

内閣府公益認定等委員会事務局（事務局員 2 名）による公益認定取得 3 年目の立ち入り検査が実施された（平成 26 年 2 月 26 日（水）午前 10 時～午後 4 時半）。

指摘事項と調査結果： 1) 公益認定時の構成理事の 1/3 条項（同一団体からの理事は理事会メンバーの 1/3 以下であること）の証拠書類の提示（調査結果：公益認定時の理事・監事に他団体の役員就任状況の資料を依頼作成した結果、該当していないこと。）； 2) 公益事業費が 2/3 となっている理由（調査結果：当初から公益事業費が中心となっていたことは申請時に了解された。）； 3) 申請資料に記載の基金のその後の取り扱い（調査結果：申請時に基金としていたが、公益法人移行に伴い、基金は好ましくないとの指導を受け、流動資産に変更。）。

各指摘事項に対する上記記載の調査結果を、電話により報告し、了承された。

(4) その他

平成25年度は、当機構のリーフレットの新規作成、認証申請書記載ガイドライン—生涯研修認定制度—の製本を行った。武立認証コーディネーターが厚生労働科学研究班「6年制薬剤師の輩出を踏まえた薬剤師の生涯学習プログラムに関する研究」（乾 賢一主任研究者）に参画し、専門薬剤制度の現状に関して調査研究した。また、国際薬剤師・薬学連合（**FIPEd**）による 継続的な専門能力開発（CPD）又は継続教育（CE）に関する国際調査に対して回答した。

—以上—